

○山岡健一議員 おはようございます。

それでは、私からは、脱炭素先行地域の選定について質問いたします。

まず初めに、脱炭素先行地域についてお尋ねします。

現在、国におきまして、家庭などでの消費電力に伴うCO₂排出実質ゼロに向け、令和3年度に国・地方脱炭素実現会議が決定した地域脱炭素ロードマップにおいて、地域の特性に応じて取組を進める脱炭素先行地域を令和7年度までに少なくとも100か所創出することを目指した取組が進められております。

この脱炭素先行地域の選定におきましては、応募のあった計画提案の内容や、先進性、モデル性等について専門的な見地から評価を行い、選定が行われているものと伺っております。

そのような中で、本年5月9日に今治市が愛媛県で初となる脱炭素先行地域（第6回）に選定され、これまでに、本市を含め、全国では88の提案が選ばれています。

今回の選定により、私の地元でもございます伯方町をはじめとする島嶼部エリアにおきまして脱炭素化の取組が進むことにより、しまなみ海道のブランド価値が向上し、観光振興並びに島嶼部の地域活性化に寄与されるものと大きく期待するところでございます。

また、今治市の基幹産業でございます今治タオル産業におきましても脱炭素化が進められることで、業界の競争力の強化につながる可能性もあります。

そこでお伺いいたします。

このたび選定された脱炭素先行地域とはどのような制度なのか、対象エリア、具体的な取組、事業期間、今治市へどのような効果を期待しているのかお答えください。

次に、本市の取組についてお尋ねします。

これまでに徳永市長は、地域の脱炭素化に向けて、事業者や市民、行政が緊密に連携し、省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入、また森林や海洋環境の保護活動などに取り組みながら、CO₂排出量を実質ゼロにすることを目指して今治市ゼロカーボンシティ宣言を行い、従来から市民向けに実施している燃料電池、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス、EV補助に加え、様々な先進的脱炭素の取組を進めてこられたと思います。

そこで、これまでの取組と、選定を受けて今後どのような展望を持たれているのかお聞かせください。

以上です。

○丹下大輔副議長 答弁を求めます。

○徳永繁樹市長 山岡議員の御質問の脱炭素先行地域の選定についてお答えさせていただきます。

お尋ねの脱炭素先行地域の概要についてでございますが、今回、今治市は愛媛県内初の脱炭素先行地域に選定されました。そのテーマは「しまなみ海道×今治タオル産業群」であります。しまなみ海道のブルーラインをゼロカーボンラインに、今治タオル産業群をゼロカーボンクラ

スターに位置づけ、この2つの地域資源を脱炭素化することでブランド価値を向上させる狙いがございます。

御案内のとおり、瀬戸内しまなみ海道が開通して26年、しまなみエリアの皆さんの生活スタイルも大きく変わりました。時間を気にせず病院や学校や買物に行けるといったメリットは大きいものの、依然として陸地部に渡るための費用は必要であり、人口減少に歯止めがかかってございません。

一方で、しまなみ海道に魅せられて移住する方も増えてまいりました。直近の令和5年度の数字では、今治市への移住者の数3,118人のうち414人がしまなみ海道エリアへの移住をされ、しまなみ地域に新しい風を吹き込んでいただいております。宝島社が発表する「住みたい田舎ベストランキング」で3年連続4冠を達成できましたのも、しまなみ海道の魅力が1つの大きな要素となっております。

加えて、しまなみ海道はアメリカCNNが世界7大サイクリングロードとして取り上げるなど海外のサイクリストからも注目されておまして、今や国内外から年間33万人のサイクリストが訪れるサイクリストの聖地としての地位を不動のものとしています。

また、本市の基幹産業でもある今治タオルは、国内タオル生産量の56%を占め、国内外で圧倒的なブランド力を持つものの、近年は生活習慣の変化などから、業界の強みであるギフト需要が落ち込むなど市場が低迷し、それに物価高騰による生産コストの上昇が重なるなど、大きな課題に直面している状況でございます。

今回の脱炭素先行地域の選定は、このしまなみ海道と今治タオルの2つの地域資源に脱炭素という新たな付加価値を加えることで、今治市を持続可能なまちとしてさらに魅力あるものにしていくというものでございまして、ひいては、2050年カーボンニュートラルに向けまして、CO₂排出量実質ゼロを実現するというものでございます。

本市における事業は、しまなみ海道ブルーラインメインルート沿線の家庭及びサービス産業などが、太陽光発電設備や蓄電池、給湯器などの導入を図る場合、あるいはタオルの製造・染色・捺染事業者が太陽光発電設備やバイオガス発電の導入をする場合に、3分の2の補助が受けられるというものであり、他の補助制度と比較して好条件となっております。

また、期限は令和12年度までの6年間で、公共施設向け太陽光発電設備等の導入分を含め、補助金総額は最大で約19億円となっております。

このことによって、例えば、愛媛県と今治市が連携し、サイクリングの国際会議「Velocity」や「サイクリングしまなみ」といった大規模イベントなどで、しまなみ海道沿線での脱炭素の取組状況をアピールしたり、CO₂削減の価値を付加した脱炭素今治タオルを販売したりといったことが可能となります。

また、家庭や事業所の皆さんは少ない御負担で再エネ設備を導入することが可能となり、電気料金の低減による家計などの負担軽減につながります。

地域に脱炭素という新たな価値が加わることで、環境と経済が両立したまちとして、今治市の魅力がさらに増し、地域の活性化や交流人口の拡大、移住・定住のさらなる促進といった効果が期待できると考えております。

次に、本市の取組についてでございます。

私は市長就任以降、2023年11月に今治市ゼロカーボンシティ宣言を発出し、2024年3月には今治市地球温暖化対策実行計画を策定、2050年カーボンニュートラルに向けた道筋を明らかにさせていただきました。

また、従来からの新エネルギー関連の補助に加え、ハード面では国の交付金などを最大限活用し、家庭向けにはLED化や省エネエアコンの補助、事業者向けに省エネ設備の更新やLED化などの補助、市有施設などでは道路照明や小中学校の一括LED化事業などの先進的な取組を、スピード感を持って実現してまいりました。

特に脱炭素の分野においては、「何をすればいいのか分からない」「知識や人材が不足している」「取り組みたいけどお金がかかる」といった声が多かったことを受けまして、令和6年度に国の採択を受けて、脱炭素経営支援の今治モデルプログラムを構築してまいりました。さらに、今年度は、この今治モデルのプログラムを本格稼働させることで、地域の脱炭素経営を牽引する旗振り役となる今治グリーンフェロー、通称バリグリでございますが、継続的に輩出できるようになりました。

こうした脱炭素に向けた様々な取組が評価され、またしまなみ海道と今治タオルという世界に誇り得る地域固有の資源に脱炭素という新たな価値を付加させるという提案が、今回の選定につながったのだと思っております。

株式会社今治、夢スポーツの岡田武史会長は、今治自然塾の活動の中で、ネイティブアメリカンに伝わる言葉として、地球は子孫から借りているものというお話をよく紹介されます。こういった地球環境を意識した取組は、今を生きる大人たちの責務であるとも思います。

今後は、この脱炭素先行地域の選定を今治市の飛躍の機会と捉え、ゼロカーボンシティの実現、さらには瀬戸内の世界都市の実現に全力で取り組んでまいります。

以上でございます。

○丹下大輔副議長 以上で答弁は終わりました。

再質問はありませんか。

○山岡健一議員 議長。

○丹下大輔副議長 山岡健一議員。

○山岡健一議員 愛媛県で初めてとなりますこの事業は、先ほど市長の答弁にもありましたように、今治市に新しい可能性をもたらすものを秘めているものと私も思います。地域の方々へのしっかりとした御説明、そして御理解、御協力をいただきながら進めていただければと思います。

以上で私の質問を終わります。

○實成重男議員 蒼光会の實成です。

それでは、通告に従いまして一般質問させていただきます。

近年、島嶼部、特に大三島地区において、野犬に関する報告や相談が多数寄せられています。地域住民からは、夜間に鳴き声がうるさい、子供が追いかけられた、観光客が怖がっているなどの切実な声が上がっており、地域生活の安全や観光への影響が深刻化しています。

行政におかれましては、地域からの相談があればその都度巡回パトロールを行い、対応していただいているみたいですが、1番目の質問は、島嶼部における野犬の捕獲頭数や出没エリア、捕獲おりの貸出しなど、現在の状況をお聞かせください。

次に、上浦町盛地区で小学生が登校途中で野犬と遭遇し、1人では登下校ができず、登校時は家族が集合場所まで付き添い下校時は迎えに行っているという事例や、安心して通学路を通ることができないなどの声も発生しております。集団登下校中ならまだ複数名いますが、島嶼部の場合は人けのない場所も多く、安全面に不安を感じます。

そのほかに、しまなみ海道は、瀬戸内の美しい景観やサイクリングコースなどを生かした観光振興に取り組んでいる地域であります。私が住んでいる上浦町盛地区においても野犬が多く、ちまたでウサギ島で知られている大久野島行きのフェリーも出ており、観光客もたくさん訪れます。現在はSNSの時代ですので、ネガティブな情報が拡散されるリスクもあり、せっかく来ていただいた観光客に悲しい思い出を与えてしまうこととなります。

そこで、2番目、住民及び観光客を野犬から守るためにどのような安全対策を取っていくのかお聞かせください。

次に、近年、夏場の猛暑が常襲化する中、昨年も毎日のように熱中症警戒アラートが発令され、本市においても160名の方が緊急搬送されました。そんな中、室内はもちろんですが、屋外で活動する子供たちの熱中症リスクは極めて高く、スポーツの競技力向上にも大きく影響しています。

今治市においても、夏の地区大会や部活動、社会体育などで今治市営球場や多目的グラウンドが広く活用される一方で、熱中症対策設備が極めて不十分な現状があります。今治市営球場ではベンチに扇風機も設置されておらず、長時間の試合や練習中に児童生徒が高温下にさらされ、多目的グラウンドにおいても、日よけ、ミストシャワー、冷却機器などの整備が進んでおらず、保護者からの不安の声が寄せられています。

市営施設を使うのは、子供たちをはじめ、地域住民、高齢者も含まれる市民全体です。熱中症は命に関わる問題であり、自己管理や水分補給を促すだけでは済まされません。最低限の設備投資によって命を守るインフラが整えられるのであれば、それは費用ではなく責任です。早急に整備を進めていただきたい思いの中、2点質問させていただきます。

1番目、今治市営球場を含め、公共スポーツ施設において、夏季の屋内外活動に対する熱中症対策についてどのようにお考えかお聞かせください。

2番目、長時間にわたり試合が行われる屋外競技施設に、緊急的に、ミスト設置や、モバイル型扇風機、ベンチ用シェード（日よけ）などの熱中症対策設備の導入を検討する考えはあるか教えていただきたいと思います。

以上です。

○丹下大輔副議長 答弁を求めます。

○徳永繁樹市長 2月の改選において、8名の議員の皆さんが新選良されました。そのトップバッターをお務めなされた實成議員、しっかりとフィールドワークに基づいて、私どもに課題をお伝えいただきました。

私からは、公共スポーツ施設の熱中症対策についてお答えさせていただきます。

近年、日中の最高気温が35度を超える猛暑日が頻発しており、本市における熱中症での救急搬送も、昨年度は160件、そのうち公共スポーツ施設からの搬送は13件と増えてきています。

猛暑の中でのスポーツ活動については、屋外はもとより屋内においても、急な体調不良やけなどが起こりやすく、特に暑さを感じにくいお年を召された方々のスポーツ愛好家の方は熱中症になりやすい傾向がございます。

このため、市民の皆様には、熱中症警戒アラートなどの情報を活用しながら、水分補給などの自衛策を講じるようお願いするとともに、施設を安心して御利用いただけるような環境整備にも可能な限り取り組んできております。

御質問の1番目、夏季の屋内外活動に対する熱中症対策についてでございますが、まず今治市営球場につきましては、老朽化した空調設備の改修を令和5年度に行うとともに、今年度、市民の方より御寄附いただいたスポットクーラーを、一塁側、三塁側、それぞれのベンチで使用できるよう配備したところです。

また、今治市営中央体育館では、えひめ国体の開催に合わせて、メインアリーナに空調設備を導入しており、加えて令和6年度には、格技室、トレーニング室、弓道場に空調設備を追加導入しております。

このほか、朝倉ふれあい交流センターや上浦多々羅しまなみドームにつきましては、故障しておりました空調設備の改修を令和6年度に行い、さらに朝倉と吉海のB&G海洋センターには、公益財団法人B&G財団からの寄附によって、エアコン、救護ベッドを配備した救護室を設置しているところでございます。

一方で、空調設備の整っていない今治市内の体育館、格技場もございますが、こちらについても全ての施設に熱中症対策としてのスポットクーラーを配備しております。

また、吉海B&G海洋センター、伯方体育センター、上浦多々羅しまなみドームには、ウォータースタンド株式会社からウォーターサーバーを無償設置していただいております。

なお、令和8年3月の完成を目指して現在建設中の伯方木浦体育館にも、伯方島まちづくり株式会社からの御寄附により、空調設備を整備する予定でございます。

体育館などに新たに空調設備を導入するという事になれば、断熱工事も含め、多額の整備費を要することとなります。このため、利用者の数や地域バランスなども勘案しながら、熱中症対策のための環境整備をできるところから順次進め、市民の皆様は公共スポーツ施設を安心して活用いただけるよう努めてまいります。

次に、2番目、緊急的な熱中症対策設備の導入についてでございます。

今年度、桜井海浜ふれあい広場サッカー場で、選手と観客の皆さんが日よけとして使用できるようなテント、3.6メートル掛ける1.8メートルのワンタッチテントでございますが、これを10張り、配備いたします。また、張り替えを予定しておりますサッカー場の人工芝につきましても、芝面の温度上昇がある程度抑えられる仕様とする予定でございます。さらには、運動により上昇した体温を効果的に下げることのできるアイスバスを2基購入し、各種目協会などへの貸出しを行いたいと思っておりますので、有効に活用していただきたいと思っております。

加えて、試験的に今治市営スポーツパークのテニスコートとサッカーコートの間の通路部分に日よけを設置する予定であり、その効果を見ながら他の施設での活用についても検討してまいります。

なお、屋外スポーツ施設を利用されている方が体調に異変を感じた際には、速やかに附属の空調設備が完備された屋内施設等で休んでいただくとともに、ランニングやウォーキングをされる皆さんは、今治市内に57か所クーリングシェルター「バリCOOL」を開設させていただいておりますので、クーリングダウンなどでぜひ御活用いただければと思います。

今後も温暖化が進み、夏場のスポーツ活動がさらに厳しくなることが予想されますが、市民の皆様がスポーツを通じて生き生きと暮らせる健康的なまちづくりを目指すため、1年を通して運動習慣の定着が図れるような環境整備を進めてまいります。

その他の御質問につきましては、関係理事者から答弁させていただきます。

○松本典久市民環境部長 實成議員御質問の島嶼部における野犬対策についてお答えさせていただきます。

お尋ねの1番目、野犬に関する現在の状況についてでございますが、特に大三島島内において、野犬の鳴き声や目撃により不安な気持ちを抱える方から相談が寄せられております。

目撃情報が多いのは、上浦町盛地区、井口地区、大三島町宮浦地区、肥海地区、宗方地区になります。

捕獲については、現在、目撃情報や相談により、捕獲おり7台を設置しております。

捕獲頭数は、令和4年度80頭、令和5年度33頭、令和6年度においては、上浦町4頭、大三島町5頭の合計9頭でありました。

また、民間の方になりますが、大三島島内に保護・譲渡活動をされている方がおられ、市外の保護団体との協力体制もあり、譲渡などの成果を上げられております。

次に、2番目、住民及び観光客の安全対策についてでございます。

大三島島内における野犬対策は、地域住民の皆様の安全な生活環境の確保はもとより、大三島を訪れる観光客の皆様にとっても、安心して滞在していただく上で重要な課題であると認識しております。

現在の対策としましては、児童生徒の登下校の際に、教職員や保護者、地域の方の協力の下、情報連絡ツールなどを活用しながら見守り活動に取り組んでいます。

さらに、野犬やイノシシなどの鳥獣の目撃情報があった場合には、教育委員会から関係小中学校へ注意喚起を行い、学校においても児童生徒に安全指導を行っております。

特に野犬の出没頻度が高い盛地区では、一部通学路を変更したり、リレー方式で保護者や地域の方が付き添ったりしながら、見守り活動を強化していただいております。

また、児童生徒をまもり育てる協議会において、警察や民生委員などの関係機関にも呼びかけ、より組織的に見守り活動を展開してまいります。

地域住民及び観光客の皆様の安全対策としましては、野犬による被害を未然に防ぐため、従来から実施している捕獲おりの設置、無責任な餌やり禁止の啓発チラシ配布、餌やり住民への直接指導に加え、観光客が訪れる場所、住民からの目撃情報や相談が多い場所へ注意喚起の看板設置を進めてまいります。

今後も、地域住民や観光客の安全確保を第一に考え、官民一体となって様々な対策を講じてまいります。

以上でございます。

○丹下大輔副議長 以上で答弁は終わりました。

再質問はありませんか。

○實成重男議員 議長。

○丹下大輔副議長 實成重男議員。

○實成重男議員 本市における野犬の増加は、子供たちをはじめとする市民の安全を脅かし、日常生活の安心を著しく損なう深刻な問題で、観光においても訪れる方々の不安を招き、今治市のイメージや信頼性に影響を与える要因となっております。

また、今治市内のスポーツ施設における熱中症対策は、子供たちや高齢者を含む多くの市民の命に関わる重要な問題です。自己管理や水分補給の呼びかけ、個人での対策では限界があり、施設側の環境整備が不可欠であることは明らかなです。

最低限の設備や対策によって命を守るのは今治市が果たすべき責任であると私は考えます。市として早急かつ実効性のある対応を、御検討をよろしく願いいたします。

以上で私の質問を終わります。

○松田澄子議員 通告に従い4点の一般質問をさせていただきます。日本共産党、松田澄子です。

初めに、3月23日、今治市長沢で発生し、4月14日、鎮火宣言がされた令和7年今治市林野火災についてお聞きします。

昨日も公明党の渡部豊議員が代表質問をされました。重なるところもあると思いますが、住民の皆さんからも聞き取り、今後に生かしていただきたいと思い、質問いたします。

この林野火災は、平成元年（1989年）以降、愛媛県内最大規模の焼損面積となりました。私は、今治市消防本部での経過の聞き取りや、長沢、朝倉の緑ヶ丘団地の住民に聞き取り、また防災士としても避難所の設置状況を見て回りました。

二度と起こしてほしくない、住民の声があります。また、多くの消防署員、広島県、香川県などから駆けつけて消火に当たってくださり、感謝していますと声が寄せられています。

各地の消防職員、自衛隊のほか、四国電力、配電関係者など、消火に当たっていただいた方々には感謝の気持ちでいっぱいです。

そこで、1番目、令和7年今治市林野火災の教訓と今後の対策についてお聞きします。

3月23日から風向きを変えながら、各地の消防職員や自衛隊の協力を得ながら懸命に消火に当たり、3月31日には鎮圧宣言、4月14日には鎮火宣言が出されました。同時期に起こった岡山市の山林火災、2月に起こった岩手県大船渡市の山林火災特有の困難さがあったと思います。その教訓と、それを基に今後に生かせる対策についてお聞かせください。

あわせて、これから豪雨になれば、水を吸いにくくなった土地で土砂崩れが予想されます。どのような対策をしていくのかお聞かせください。

2番目に、消防職員の確保と育成についてお聞きします。

命に関わる大事な使命の消防職員の増員を要望します。

日々訓練して対応に当たる消防職員を確保し、育成する取組についてお聞きします。

3番目に、避難所は、桜井公民館、国分小学校体育館、国分公民館、朝倉公民館、朝倉小学校体育館などに設置されていました。今回は短期間で避難された方も少なかったとお聞きしました。

災害によって違うと思いますが、南海トラフ大地震が起こったときの対応はもっと大規模で、避難所設置も違ってくると思います。一番に思うことは、雑魚寝の状態でもいいのか。女性目線の対応が必要だと思います。避難所設置には、女性も運営に関わり、プライバシーの確保の心配りをお願いします。トイレなど、避難所設置において年々備品は充実してきたのでしょうか。どんな災害に遭っても必要とするものがそろそろよう、準備しておきたいものです。発電機など、各避難所に届くようになっているのか、備品の設置など避難所運営の課題と対策についてもお聞かせください。

次に、地域の公共交通について伺います。

バス路線がなくなったことで、車を持たない高齢者など、交通手段に困っている方が多くいます。朝倉、玉川に住む方は、それぞれ利用料金が安く設定された乗合タクシーが利用できますが、その沿線に住む、町谷、中寺、新谷などに住んでいる方々は、通院などに通常のタクシーを使用する必要がある方もおいでます。

地域住民の足を守り、今治市に住み続ける交通手段の確保が市民から強く要望され、運転免許返納に迷っているという方も増えている中、住民の暮らしやすい今治市に、住み慣れた今治市で暮らしたいという市民の要望をかなえるためには、誰もが安価に利用でき、使いやすい交通手段が必要です。

そこで、他市で実行されているコミュニティバスを今治市でも取り入れていただけるよう要望します。併せて、今後の住民の足の確保に向けたお考えをお聞かせください。

次に、農業支援についてです。

今、米不足と米の高騰が問題になっています。昨年5キログラム約2,000円であった米が、今は4,000円から5,000円と2倍以上に高騰してきて、スーパーから米が消えています。政府は、令和5年度産の古古米、令和4年度産の古古古米、令和3年度産の古古古古米や、令和2年度産まで備蓄米を放出してきています。スーパーからお米が消え、米が高騰したのは、農家に減反を押しつけた結果だと思えます。

2000年以降、米農家は減少し、生産量も減少傾向にあります。2021年から2022年の2年間で約30万トンの減産になりました。生産への支援を切り捨て、米を作れば作るほど赤字になる事態を放置してきました。民主党政権が導入した農地10アール当たり1万5,000円の所得補償を、自公政権が2014年から7,500円に減額し、2018年には撤廃し、農家から所得を事実上奪いました。米農家の1時間当たりの労働報酬が10円に落ち込み、米を作って飯食えねえという事態が広がっています。

大幅な増産計画を立てなければ、米不足や米の高騰は解決できません。主食である米の安定供給や価格の安定に政府が責任を持つべきだと思います。異常気象や経済状況などの影響による僅かな変動で米不足や米の高騰が起きてしまいます。国の農業関係予算を1.7兆円から1兆円増やすことを求めるとともに、今治市の農業支援も考えていきたいと思えます。

食料自給率は38%です。これは稲作も含めた自給率です。食は生きるために必要です。外国産に頼らず自給率を増やしていくことが大事だと思っています。

今治市は以前から地産地消を唱え、学校給食で実行してきました。農業をしたいと移住してくる若者が農業で食べていけるよう、農業の推進を図っていただきたいと思えます。

長い目を見た農業の米作りへの支援策についてお聞きします。

最後に、平和教育・平和行政についてお伺いします。

昨年12月10日、ノルウェー、オスロにおいて、日本原水爆被害者団体協議会、いわゆる日本被団協の方々がノーベル平和賞を受賞されました。戦後79年、広島市や長崎市で被爆され、命

は助かったものの生き延びた方々は、がんなど多くの病気と差別に苦しんできた79年間だったと思います。勇気を出し、原爆の悲惨さを語り続けています。

私たちは、被爆地広島市、長崎市のある被爆国日本として、原爆の悲惨さを語り継ぐ責任があると私は思っています。

核兵器禁止条約は、2017年7月7日、国連加盟国の3分の2に当たる122か国の賛成で、国際連合総会において採択され、2020年10月に発効に必要な50か国の批准に達し、90日後の2021年1月22日に国連で発効した、核兵器を禁止する国際条約です。核の扱いについて、開発、実験、生産、製造、取得、占有、貯蔵、移譲・受領、使用、使用すると威嚇、自国内への配置許可を禁止すると、国連総会で、軍縮、国際安全保障を扱う第一委員会で52の決議を採択しました。2024年9月24日で、批准国は73か国、署名国は94か国になっています。日本は被爆国でありながら、署名も批准もしていません。せめてオブザーバー参加をと、今年3月3日から7日までの核兵器禁止条約第3回締約国会議がありましたが、参加しませんでした。

戦後80年の今年が新たな戦前とならないよう、今治市の小中学校での平和教育についてお聞かせください。

2番目に、核兵器廃絶平和都市宣言についてです。

平成17年9月27日に今治市議会で全会一致で可決された核兵器廃絶平和都市宣言についてお聞きします。

これは、「世界の平和と安全は、人類共通の願望であるにもかかわらず、近年、核兵器を含む軍備の拡張は依然として続けられ、世界平和と人類の生存に深刻な脅威をもたらしていることは、全人類のひとしく憂えるところである。わが国は世界唯一の被爆国として、また、平和憲法の精神にのっとり再びあの広島・長崎の惨禍を絶対に繰り返してはならない。よって今治市は、わが国の核に対する国是ともいうべき「つくらず、持たず、持ち込ませず」の非核三原則を遵守するとともに、全世界の核兵器の全面禁止と廃絶を願い、ここに核兵器廃絶平和都市になることを宣言する」という格調高い宣言であります。

今治市役所本館にあったこの懸垂幕が撤去されました。懸垂幕の設置はどうなるのでしょうか。

世界で戦争や紛争が20年前より多くなってきています。また、被爆から80年の今年、今治市にも43人の被爆者がいます。空襲を3度も受けた今治市です。平和行政として、核兵器廃絶平和都市宣言をした今治市としてどのような計画がありますか、お聞かせください。

よろしく申し上げます。

以上です。

○丹下大輔副議長 答弁を求めます。

○徳永繁樹市長 松田議員御質問のうち、地域の公共交通についてお答えさせていただきます。

本市ではこれまで、廃止されましたバス路線の代替手段として乗合タクシーを導入すること

で、地域の皆様の移動手段の維持確保に努めてまいりました。

具体的な取組といたしましては、朝倉・吉海地域において令和4年4月から、玉川地域は令和5年10月から乗合タクシーの運行を開始し、加えて上浦及び大三島の一部地域では、令和5年1月からチョイソコおおみしまの運行を開始しております。

また、本年9月末をもって、星の浦海浜公園から菊間までのバス路線区間が廃止となりますことから、代替の交通手段としまして、10月1日からの乗合タクシー運行に向けて準備を進めているところでございます。

そのような中であって、もともとバス路線がない地域は、お話の町谷、新谷、四村に限らず今治市内には数多くございまして、全ての地域に誰もが安価に利用できる使いやすい交通手段を確保することは容易なことではございません。

その一方で、バス路線のある地域であったとしても、便数の少なさもあり、全ての移動ニーズを満たしているとは言い難い状況だと思っております。

私は、住民の足の確保は市政の重要課題であると認識しており、既に庁内において、市民の足を空白にしないための公共交通ネットワークの再構築について、地域の実情やニーズ、採算性等を考慮に入れつつ、持続可能な整備手法等の検討を進めております。

なお、コミュニティーバスについての御提案がございましたが、一定数の利用者が見込まれない場合は、従来の路線バスを自治体が肩代わりして運行するだけとなるおそれが高く、結果的に乗合タクシーと比べ運行に伴う経費負担が大きくなるといった課題があると認識しております。

その他の御質問につきましては、関係理事者から答弁させていただきます。

○松木洋明消防長 松田議員御質問の令和7年今治市林野火災についての1番目、教訓と今後の対策について及び2番目、消防職員の確保と育成についてお答えさせていただきます。

1番目、教訓と今後の対策についてでございますが、渡部豊議員の代表質問の令和7年今治市林野火災についてにおける市長答弁にもありましたように、全国的に大規模な林野火災が多発する中で、総務省消防庁と林野庁は林野火災対策の検討会を立ち上げており、今治市におきましても、関係部署が一体となって、浮き彫りとなった課題についてしっかり対策を講じてまいります。

特に、今回のような林野火災を起こさないためにも、改めて、火の取扱いを含めた火災予防体制の強化の重要性を痛感させられました。市民の皆様には、愛媛県林野火災アラートの発表を通じて危険な気象状況であることをお知らせし、二度とこのような痛ましい火災を起こさないという気持ちを持って、関係部署と連携しながら注意喚起を図ってまいります。

また、豪雨等による二次災害については、林野の焼損によって地盤の保水能力が低下し、土砂災害の危険性が高まっていると考えております。出水期を迎えるに当たって、土砂災害等の二次災害を防止することと併せて、消防といたしましては、迅速かつ効果的に救助活動を行う

ための訓練を行い、被害を最小限に抑えられるよう、消防力の強化に努めてまいります。

続きまして、2番目、消防職員の確保と育成についてお答えさせていただきます。

本年4月1日現在、本市の消防職員数は216名でございます。しかし、近年は、自然災害の激甚化、救急出動件数の増加、高齢化の進行などにより、消防に求められる役割が一層多様化し、災害等への対応力の強化が喫緊の課題となっております。

このような状況を踏まえ、迅速かつ的確に対応できる人員体制の確保は重要な責務であると認識しております。

少子高齢化や、民間企業との人材獲得競争の激化により、新規採用や人材確保は年々厳しい状況にあります。こうした中、持続可能な消防体制の構築に向けて、役職定年者の豊富な経験や専門知識を生かした適切な配置を進めるとともに、将来にわたり高度な専門性を持つ人材を安定的に確保するため、上級職試験区分の導入に向けて、人材育成方針やキャリアパスなどの調査、検討を既に進めているところでございます。

また、消防職員の育成におきましては、専門性と対応力を高めるため、実務に即した研修やキャリア支援、さらには現場環境の改善に取り組んでまいります。

さらに、多様な人材が安心して長く働き続けられる職場づくりを推進するためには、現場職員の負担軽減と迅速な対応を可能とするICTの導入など、情報共有の円滑化のための設備投資を行うなど、業務効率向上への職場環境の整備も重要であります。

今後も、社会情勢の変化に柔軟に対応し、最適な体制を構築するためにも、現場の実情を的確に把握しながら、継続的な検証と改善を重ね、市民の安全・安心を守るべく、消防体制の整備に取り組んでまいります。

以上でございます。

○村上 稔地域振興部長 松田議員御質問の令和7年今治市林野火災についての3番目、避難所運営の課題と対策についてお答えいたします。

今回の林野火災においては、7か所の避難所を開設し、約400名の方が避難されましたが、一部の避難所を除き、全体としては、避難された方が集中したといった混乱は見られませんでした。しかしながら、南海トラフ巨大地震のような甚大かつ広域に被害が及ぶ大規模災害においては、避難所には多様なニーズを持つ被災者が大量に避難することで、避難所運営が混乱し、プライバシーの確保や被災者の状況把握、ケアが難しいなど、長期間の滞在となった場合、被災者は大きな不安とストレスを抱きながらの生活を強いられることとなります。

誰もが安全で安心して生活が送れるようにするためには、女性の視点に立った避難所運営が必要であることは認識しております。

令和4年5月、全国の自治体を対象に実施された調査においては、6割以上の自治体で防災担当部署に女性職員を配置していないという結果もある中、本市では、令和5年度から女性職員を2名配置し、女性特有の視点を取り入れた、トイレ、備蓄物資、プライバシーの確保など

の避難所運営への見直しを図っているほか、運営体制及び意思決定への女性の参画を促すため、女性防災士の育成にも取り組んでいるところです。

また、お尋ねの発電機につきましては、避難所のライフラインの確保として、停電時でも最低限の生活機能が維持できるよう、令和9年度までに全ての避難所用に141台を配備する計画であり、現在までに133台購入済みとなっております。

今後も引き続き計画的に、必要とする備蓄物資の充実強化に努めてまいります。

以上でございます。

○長野幸治産業部長 松田議員御質問の農業支援についてお答えさせていただきます。

本市における米作りへの支援につきましては、経営所得安定対策事業や、水田農業競争力強化支援事業を活用して、愛媛県や農業協同組合などと連携しながら、収入減少緩和対策や愛媛県産米の競争力強化、地域生産体制強化のための取組を支援してございます。

また、昨年度は今治市内で水稻を加害するイネカメムシが発生し、水稻への被害が確認されましたことから、本市独自に今治市カメムシ等病虫害緊急対策事業としまして、水稻を含む農作物被害の防止軽減のため、薬剤防除に使用する農薬購入に対する支援を実施いたしました。

さらに、学校給食に使用する米は100%、今治市産の特別栽培米や有機米を使用しており、地産地消に取り組むことで、地域の農業を支援し、子供たちのために、環境に優しく安全な食材を提供しております。

食料安全保障につきましては、国が主体となって取り組むべき課題と認識しております。政府においては、米の安定供給等実現関係閣僚会議を立ち上げ、米の価格高騰の要因などの検証を行い、中長期的な対応などを検討するとのことであり、本市としましては、国の動向を注視しつつ、愛媛県及び関係機関と連携しながら、農業者の生活を守り、市民への安定した供給が可能な米作りを支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○小澤和樹教育長 松田議員御質問の平和教育・平和行政についての1番目、今治市における平和教育についてに関しましてお答えいたします。

義務教育となる小中学校での教育は、授業を中心に、基礎学力を身につけ、様々な教育活動の中で機会を捉えて、家庭や社会、自然への感謝の心や思いやりの心を持ち、相手の立場に立って考えることや、夢や志、自主性を持ち、自立の心を育てることが大切であると考えます。

平和学習におきましては、学習指導要領に示されております、国際社会に生きる平和で民主的な国家、社会の形成者を育成するということを目指し、取り組んでいるところでございます。

小学校では6年生社会科において、戦争の悲惨さや、広島市、長崎市への原爆投下とその被害の大きさなどを学習しております。また、修学旅行や社会見学で被爆地広島市を訪れ、広島平和記念資料館見学や、戦争体験者のお話を聞く学習を通し、原爆や戦争について考える機会を持っている学校もございます。

さらに、平和学習の講師として、実際に今治空襲を体験された方をお招きし、当時の貴重な体験をお話ししていただく学校もごございます。

中学校では、社会科の授業で国家間の戦争や地域紛争を学習する中で、国際協調と世界平和の実現に努めることの大切さを学んでおります。

以上のように、小中学校におきましては、戦争の悲惨さと平和の尊さを学んでおります。今後とも、未来を担う子供たちが、平和教育を通して、自他の命を大切にするとともに、互いに尊重し合い、優しさや思いやりを持って行動することのできる児童生徒に育つよう、平和教育を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○片上光和総務部長 松田議員御質問の平和教育・平和行政についての2番目、核兵器廃絶平和都市宣言についてお答えさせていただきます。

平成17年9月の核兵器廃絶平和都市宣言を機に、市役所本館に設置しておりました懸垂幕等につきましては、本庁、公会堂、市民会館が、初期の丹下建築の3点セットとして名高い歴史的建造物であり、国内外からも多くの建築関係者が視察にお越しにたいており、そういった方々に、その意匠を当時のままの形で御覧いただきたいとの思いから、令和3年に撤去させていただきました。

核兵器廃絶平和都市宣言を表明した思いはいささかも揺るぎがない中で、今年は8月2日から9月28日に市民会館で開催する丹下健三と隈研吾展におきまして、今治市街地航空写真を展示する予定としておりますが、あわせて8月5日から8月20日までの本庁舎1階市民ロビーでは、昭和20年9月にアメリカ軍機によって撮影されました今治空襲直後の写真展の開催を予定しております。今治市が80年前の焼け野原から復興したことと平和の尊さを、改めて市民の方々に写真を見比べて感じていただけたらと考えております。

今年は、広島市と長崎市へ原子爆弾が投下されてから80年、今治市が昭和20年に3回の空襲を受ける惨禍に見舞われてから80年の節目の年でございます。戦争の悲惨さ、核兵器の恐ろしさ、平和の尊さを次の世代へしっかりとお伝えしながら、今後も平和行政に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○丹下大輔副議長 以上で答弁は終わりました。

再質問はありませんか。

○松田澄子議員 議長。

○丹下大輔副議長 松田澄子議員。

○松田澄子議員 林野火災を再び起こさないよう、市民に注意喚起を行い、また避難所設置・運営にプライバシーを守って当たっていただくよう、2名の女性の方も加わっていただくということがありますので、よろしくお願ひします。

また、移動する交通手段を持たない住民が使いやすい仕組みをつくり、いつまでも今治市で住み続けられるようにしていただきたいと思います。

また、農業は生きていくために必要なものです。食べていける、持続可能な政策で農業支援をと思っています。

最後に、戦後80年の平和教育・平和行政で、再び戦争にならないよう啓発し、今治市でも、写真展を本庁舎1階市民ロビーや、また市民会館などで行うと計画されているようなので、ぜひ市民に当時の様子を見ていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○村上奈津子議員 皆様、おはようございます。私は、本年2月に初当選をさせていただきました蒼光会の村上奈津子です。これまで選挙活動を通じまして、主に子供たちの学び環境の整備、中心市街地の活性化、空き家対策、男女平等参画社会の実現、グローバルに対応した今治市といった政策を掲げ、市民の皆様から多くの声をいただいております。中でも、私は、子供たちが安心・安全で充実した学びの環境を整えることが、今治市の未来にとって何よりも大切なことだと感じております。本日は、その思いを込めて、通告に従いまして、部活動の地域展開について一般質問をさせていただきます。

今治市では、令和5年度に、今治市学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する方針を示し、少子化や教職員の働き方改革、部活動の地域展開などについて、今治市部活動地域移行検討協議会の下、段階的に施策を進めていると伺っております。

この方針の中で、「できるところから、できるものから」の段階的な導入や、令和8年度には教員としての休日指導時間を可能な限りゼロとするということが明記されております。

一方で、外部指導者や地域クラブの指導員の確保や、拠点校方式や複数校合同で活動を行う場合の移動手段や交通費の問題、また地域クラブが学校施設を利用する場合の在り方など、様々な課題も指摘されています。

全国では既に、地域展開を進めたり、実証調査を行ったりしている自治体もあります。また、子供を持つ保護者の方々からは、今後どうなるのかといった不安の声も寄せられています。

そこで、1番目、現在の進捗状況、そしてこれからの課題解決に向けた具体的な取組についてお伺いします。

続いて、2番目、教育的意義の継承について伺います。

これまでの部活動は、生徒の自主性、協調性、責任感、連帯感を育む多様な場として、大きな教育的意義を果たしてきました。スポーツにおいても重要な役割を持ち、一般のクラブチームも、それぞれの方針の下、活動しているものと思われまます。

しかしながら、クラブチームにはそれぞれ特色があり、スポーツを楽しんでもらうことを目的とするチーム、競技力の向上・勝利を重視するチーム、また健康づくりを重視するチームなど、様々な考え方が存在します。

このような中で、展開先の指導者に対し、今治市の学校部活動がこれまで培ってきた教育的意義をどのように共有し、そして継承していくのか、市の方針をお聞かせください。

○丹下大輔副議長 答弁を求めます。

○小澤和樹教育長 今回が初登壇となる、蒼光会、村上議員の御質問の、部活動の地域展開についての1番目、現在の進捗状況と課題解決に向けた取組についてお答えさせていただきます。

公立中学校の部活動については、教員の働き方改革や少子化が進む中で、部活動指導員や外部指導者に学校での指導を委ねたり、地域のスポーツクラブに地域展開したりする取組が進められています。

本市におきましては、令和5年度に策定しました今治市学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する方針に基づき、部活動地域展開に取り組んでおります。

今治市部活動地域移行検討協議会を設置し、学校現場や競技団体等の意見を取り入れながら、指導員の派遣や、拠点校部活動の実施、外部指導者の確保、移動手段や施設利用の在り方等について、具体的に議論を重ねてまいりました。

令和6年度より、国の実証事業を活用して、日吉中学校、西中学校の2校の水泳競技部において、教育委員会が総合型地域スポーツクラブと連携、調整を行い、指導員を派遣しました。

令和7年度は、バレーボール部や剣道部、吹奏楽部等を追加したことにより、新たに4校を加えて6校で、10部活動において活動しております。中でもバレーボール部においては、拠点校方式を導入し、複数の学校の生徒と一緒に活動できております。

地域展開を進めていく中で、専門的な技術を持ったコーチから指導を受けることによって、生徒の技能が向上したり、指導を分担することで、部活動顧問の負担軽減につながったりしています。

また、顧問の先生が異動した場合も、地域の指導者が継続して指導してくれるため安心できるといった評価をいただいております。

一方で、受皿となる実施団体や外部指導者の確保及び恒久的な実施に向けた費用負担の在り方、また学校施設の使用時におけるルールの整備等の課題も出てきております。

このような課題に対して、指導者の確保につきましては、部活動指導にやりがいを感じて、兼職兼業の手続きを行い、指導に当たっている教職員もいます。さらに、部活動指導員や外部指導者を確保するためには、謝礼金を支払うための財源の確保をどのように行うかなどが課題となるため、保護者や受入団体等の意向も踏まえ、実証事業終了後の国や愛媛県の動向を注視しながら情報収集を行い、検討してまいります。

また、地域クラブが学校施設を利用する際のルールについても、他市の状況を参考に整備してまいります。

次に、2番目の教育的意義の継承についてでございます。

学校の部活動は、生徒のスポーツ、文化芸術に親しむ機会を確保するとともに、生徒の自主性、協調性、責任感、連帯感を育む多様な場として大切な役割を果たしています。

その中で、部活動が子供たちにとって、自己肯定感を高めたり、同じ目標を持ち、心を許せる仲間がいたりする居場所となっております。また、マナーや礼儀など、子供の成長につながる人間教育の場でもあります。

このように、部活動は極めて重要な教育活動の一環であるため、地域展開を行った後も、学校、教育委員会、地域クラブ指導者の連携を密にし、これまでの部活動の意義を維持できるよう、地域展開を支援してまいります。

さらに、単独校としては限られた活動となっていた生徒が、合同チームとして活動すること

で充実した練習を行うことができたり、新たな人間関係を築くことができたりするなど、学校の垣根を越えた仲間との絆を深めるなどの新たな価値を創出することもできております。

また、部活動の種目が少ない少人数の学校の子供たちにとっては、部活動の選択の幅が広がり、専門性の高いコーチから指導を受けることなどの利点も期待されております。

今後は引き続き、実証事業に取り組む学校や種目を増やすとともに、明らかになった様々な課題や実証事業で得たノウハウを踏まえ、有識者の意見を得ながら部活動の地域展開に着実に取り組んでまいります。

以上でございます。

○丹下大輔副議長 以上で答弁は終わりました。

再質問はありますか。

○村上奈津子議員 議長。

○丹下大輔副議長 村上奈津子議員。

○村上奈津子議員 丁寧な御答弁をありがとうございました。

再質問は予定しておりませんが、最後に一言申し上げます。

今回の部活動の地域展開は、何より子供たちの心身の成長の場に関わる大変重要な取組です。だからこそ、保護者の皆様からは、この先どうなるのか、これまでのように活動ができるのかといった不安の声が多く寄せられています。また、これから部活動を選択される御家庭にとっても、どんな環境で学び活動するのかは大きな関心事であり、選択にも影響を与える大切な要素です。

御答弁にありましたように、指導者の確保や施設の整備、費用負担の在り方など、解決すべき課題は山積しており、一筋縄では、すぐにはいかない現状も十分に理解しております。しかし、だからこそ、進捗や課題への対応状況をその都度分かりやすく市民の皆様にお伝えいただくことで、不安を安心に、そして戸惑いを信頼に変えていくことができるのではと考えております。

子供たちが夢や目標に向かって伸び伸びと活動できる環境づくりのため、そして保護者の皆様が安心して子供たちを送り出せるため、どうか引き続き丁寧な取組をお願い申し上げます。

以上で私の質問を終了いたします。

○内山葉子議員 それでは、通告に従い質問させていただきます。

まず1件目、本市のカスタマーハラスメント対策についてお尋ねします。

自治体におけるカスタマーハラスメント対策は、職員の安全を守り、良好な行政サービスを維持するために不可欠です。

カスタマーハラスメント、以下、カスハラと略させていただきます。

1番目、そこで、まず、本市のカスタマーハラスメント対策の現状についてお尋ねします。

カスハラ対策が進まない背景には、自治体が公共の利益のために存在する組織であり、全ての住民をサービスの対象としている組織としての特性があると考えます。

地方公務員法では、「サービスの根本基準」として、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」（第6節第30条）と定めています。

住民側も、公僕、すなわち公衆に奉仕するものといった認識を公務員に対して持っているため、要求がエスカレートしやすいと考えられます。

令和7年、カスハラ防止対策を自治体に義務づける法案が可決されました。

具体的には、カスハラ行為を禁止する条例の制定や、防犯設備（防犯カメラ、録音システム）の導入、職員研修の実施などが挙げられます。

2番目、カスタマーハラスメント行為を禁止する条例の制定について。

本市でのカスハラ対策の一つとして、カスハラ行為を禁止する条例の制定が必要かと存じますが、どのような考えか質問いたします。

京都府京都市では平成19年に、京都市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例を制定しました。職務を妨げる不正な要望や言動には、市から警告や捜査機関への告発を行うこととして、カスハラに対して毅然と対応する方針を示す条例です。

また、市民や事業者からの要望は全て書面に記録し、件数や概要を毎年公表しています。地方自治体独自の条例を制定して、不当な要求に屈しない体制を整備することも検討していただきたい。御所見をお伺いいたします。

3番目、カスタマーハラスメント対策マニュアル制作及び防犯カメラの設置について。

カスハラ対策マニュアルを制作し、統一的な基準で電話や窓口対応を行うことが大切かと思われれます。マニュアルでは、例えば世間話など、市政と無関係の話題で長時間拘束が発生した場合、30分から1時間をめどに対応を打ち切ることや、脅迫や強要行為が発生した場合、警察などの関係機関に連絡することなどを記すことなどを挿入していただきたいと思います。

愛媛県伊方町では、令和5年にカスハラ被害を受けた職員が鬱病になり、退職に追い込まれるような事例もあります。窓口で激しい苦情を訴える町民に対応したところ、自宅に呼びつけられ、数時間にわたり叱責されるなど、言動がエスカレートしたといます。職員の被害を重く見た伊方町は、令和5年7月にカスハラ対策として、伊方町不当要求行為等対策条例を制定、

さらに窓口の様子を記録する防犯カメラを9台設置しています。

カスハラは、企業のみならず社会全体で解決すべき課題として注目を集めています。市民による過度な要求や不当な振る舞いは、労働環境を脅かし、働く人々の心身の健康に影響を及ぼします。窓口で激しい苦情を訴える市民に対する言動の抑止力、証拠保存のために防犯カメラの設置を検討していただきたい。見解をお伺いいたします。

次に、2件目、消防本部の不祥事への対応及び組織改革についてお尋ねします。

今回の林野火災で、消防士は命がけで、時には夜通し、消火活動に尽力してくださりました。林野火災は、消火隊の立入りや水利が限られているため、消火活動が非常に困難です。その苛酷な状況下、そして炎や煙の中で重い防火衣や空気呼吸器を着装し、命がけで、不眠不休で、早期鎮火と住民の命や家屋の安全確保に努めてくださいました。そのような雄姿に、私たち一般市民も希望の光をいただきましたが、そのすばらしい消防士の中には、ふだんの活動生活で大変苦悩されていらっしゃる方、どうしようもない不安や重圧、そして2年前も問題となりましたが、まだパワハラから、慢性的な体の不調、病気や精神的ストレスを抱えておられる方もいらっしゃることは事実です。

1番目、令和7年第2回定例会での要望に対する調査結果についてお尋ねします。

前回の定例会で、消防組織における救急車両内において、消防士が心肺停止中の患者の御家族がいる眼前で資機材を投げつけ暴言を吐いた、この問題についてです。

現場の消防士の言い分と職員の言い分が全く違っている。そこで、消防士たちと消防総務課で認識の整合性が成り立たないこと、それについてしっかりと精査してくださいと要望したわけですが、その後の調査結果報告、これはどうだったのか、事実確認結果をお尋ねします。

2番目、書類改ざんが行われた理由及び今後の対応について。

書類改ざんが消防署内で行われていたというショッキングな事件がまたマスコミで5月15日に取り上げられました。内容は、公務災害認定請求書を被害者がきちんと消防幹部の確認押印後愛媛県に提出していました。なのに、被害者の書類がいつの間にか悪質に改ざんされ提出されていたということです。なぜ改ざんを行ったのか。過失ではなく故意ではないのか。真実を明らかにするための調査を求めます。また、関係者の処分はきちんと行われるのでしょうか。真実の改ざん理由及び今後の対応に対する見解を求めます。

3番目、本市の消防職員給与及び採用について。

今治市職員の給与に関する条例で、愛媛県下の状況を調べて比べてみると、消防職員はいまだに上級採用がない。いわゆる高校卒卒のみなので初任給基準額が低い。また、消防特殊勤務手当を調べてみると、出勤手当も以前より、1件に対する支給額も減額しております。また、他市に比べてはるかに少ない状況です。

給与は当たり前公的セクターの初職選択理由において重要度を占めているはずですが、社会的貢献、責任の大きい仕事であるため、給料水準は高めに設定されているものと考えますが、

給料が低いとおのずと採用志願者が減少してくるはずです。

全国的に見てみると、近年の日本の大学進学率は伸びています。大学生がこの今治市にUターンして消防士を選択肢の一つとしてもらうには、この給与体系の、さきに述べた初任給基準及び特殊勤務手当の改善、変革は大切なことではないでしょうか。そして、手当が増えることは、現役消防職員の激務を乗り越えるためのモチベーションを上げることに大いに影響を与えるのではないのでしょうか。

そこでお尋ねします。

消防職員の給与アップを検討していただきたいが、見解をお伺いします。また、全体的に志願者はどの職種も少子化で減少していると思いますが、本市の消防職員採用状況、推移はいかなものかお伺いいたします。

3 件目、新型コロナワクチン接種による健康被害者救済について。

最近になって、新型コロナワクチン接種を、マスメディアに登場し毎回推進してきた元新型コロナウイルス感染症対策分科会の会長は、関西ローカルテレビ番組で、今さらながら感染を防ぐ効果はあまりないワクチンでしたと明確に述べました。重症化予防効果などはありませんとは一応述べています。では、重症化しない免疫力のある若者に勧めたことはおかしかったのではないかとパネリストたちに随分責められました。そして、若者は新型コロナワクチンで重症化しない、新型コロナワクチンの副反応はかなり強い、だから本人の判断でと、かなり早い段階から何度も言っていたと述べました。重症化しない若者への3回目接種促進を分科会をはっきりと提言していました。首相も若者は打ちましょとメッセージで言い、動画も残っています。今になってこういうことを言い出しています。

また、アメリカの議会では、新型コロナウイルス感染症総括の下院特別小委員会が開かれ、500ページの報告書が出ています。この中では、若者へのワクチンなどの対策は科学的根拠に基づかなかつたと明記しています。それを基にした、ホワイトハウスでもこの文書が出ています。

総括して、あの対策は間違っていましたと、オーストラリアでもはっきりと文書が出ています。また、昨日、2025年6月19日、文春オンラインにおいて、新型コロナワクチンの接種後一定期間を経れば消えるとされていたスパイクたんぱくが消えていなかった、それがワクチン後遺症の原因になっている可能性がある、このような内容の論文が、今年2月、アメリカ、イェール大学の岩崎明子教授らの研究チームによって発表され、衝撃を与えています。

もし今回の発見が事実であるなら、日本を含む各国のワクチン政策は根底から見直しを迫られます。厚生労働省が2週間でスパイクたんぱくは消えると断言してきた、その根拠が揺らぐ中、今も後遺症に苦しむ人々は放置されているのです。ずっと体内に異物が残り、慢性的な炎症や免疫異常を引き起こしている可能性があるのなら、それは単なる医学的問題ではなく、国家的な健康危機であり、新型コロナウィルスワクチンを信じ接種を受けた市民への責任はと

でも重大です。今こそ政府は、想定外だったでは済まされない覚悟で、調査、救済、情報公開に乗り出すべきです。見て見ぬふりを続ければ、次に失うのは、国民の命だけでなく、医療、行政への信頼そのものだと思います。

健康被害救済制度とは、予防接種の副反応による健康被害は不可避免的に生ずるものですので、接種に係る過失の有無にかかわらず、予防接種と健康被害との因果関係が認定された方を迅速に救済するものです。予防接種法に基づく予防接種を受けた方に健康被害が生じた場合、その健康被害が接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、市町村により給付が行われます。申請に必要となる手続などについては、予防接種を受けられたときに住民票を登録していた市町村に相談くださいとあります。

それでは、副作用救済制度はいつまでなのでしょう。請求に係る医療が行われた日の属する月の翌月の初日から5年以内です。新型コロナワクチン接種を国が推奨しはや4年。この間、議会で何度も新型コロナワクチン接種のデメリットについて述べてまいりました。今治市民における副反応疑い報告数、令和5年12月25日時点、うち重篤15名、うち死亡2名でした。

そこで、1番目、本市における副反応疑い報告についてお尋ねします。

その後、本市の報告数は増えていないのでしょうか。現在までの本市における副反応被害者の数、死亡数、重症数、全て教えてください。

2番目、予防接種健康被害救済制度について。

その方たちは、健康被害救済制度を使い、国から認定されたのでしょうか。現在の認定状況を問います。

そして、忘れてはならない国会での答弁です。副反応で亡くなった方の補償として、田村元厚生労働大臣は、接種の過失があるないにかかわらず、一時金で4,420万円、葬祭料が20万9,000円支払われる、また日常生活全般で介護が必要になる重度の障害が残った場合、年額505万6,800円が支給されると答弁しました。被害に遭われた方々は全て補償される内容でした。現在、本市においても、新型コロナウイルスワクチンの接種後、長期間にわたり副反応が疑われる体調不良に苦しんでいる方がこれほどおられます。ベネフィットだけ先行させ、被害などほぼないに等しい言い方をし、万が一被害が出た場合は全て補償すると言い切っています。

しかし、今の段階はどうでしょう。接種後、今治市において異常を来して亡くなったり被害に遭った方々はなかったことにされているのではないのでしょうか。

認定までもに相当な時間を要します。残念ながら本市で死亡された方は2名、認定はされたものの、御本人のこれからの人生、残された遺族の人生、無念を思うと、取り返しがつくものでは決してありません。因果関係が分からないというなら、国の責任ではっきりさせるべきだし、治療法の対策、補償、副反応の相談窓口を置くべきだと強く思います。

そこで、3番目、本市の対応についてお伺いします。

市として、責任の取り方、治療法の対策、補償、相談の在り方、どのような見解か、御所見

をお伺いします。

以上です。

○丹下大輔副議長 答弁を求めます。

○徳永繁樹市長 内山議員御質問の本市のカスタマーハラスメント対策についてのうち、1番目、本市のカスタマーハラスメント対策の現状についてと2番目、カスタマーハラスメント行為を禁止する条例の制定についてお答えします。

市役所に寄せられる市民の皆様からの御意見や御要望は、「市民が真ん中」のサービスを推進する上で大変貴重な情報であり、私も含め、職員一同、真摯な対応に努めているところでございます。

しかし、一方で、近年深刻な社会問題となっているカスタマーハラスメント、いわゆるカスハラと言われるような、職員への暴言、過度な要求、長時間の対応の強要など、通常業務に支障を来す迷惑行為は、残念ながら後を絶ちません。

昨年、職員を対象に実施しましたアンケートによりますと、過去1年間にカスハラを受けたとする職員は、回答者の約2割、400名もおりました。カスハラ対策は組織における重要なリスクマネジメントであると認識しており、既に、不当要求行為等防止対策要綱及び取扱要領を制定し、カスハラを個人が抱えることなく、適切かつ毅然とした対応を行えるよう、職場内での対応手順を定めるとともに、研修やメンタルヘルス対策も実施するなど、組織的な対策を講じております。

さらに、警察OB2名を職員として配置し、庁内を巡回しながら各課で発生した困難事案の対応をサポートするとともに、必要に応じ警察とも連携しながら対応に当たっています。

また、令和6年度からは、職員のプライバシー保護のため、名札をフルネームから名字のみの記載に変更したほか、カスハラ事案の記録や確認ができるよう、現在、通話内容を録音する機器の設置準備を進めており、特にカスハラ事案の多いと思われる総務、健康福祉、市民環境、建設などの部署を中心に配備するなど、職員の負担軽減と対応の透明性を確保したいと考えております。

次に、カスタマーハラスメント行為を禁止する条例の制定についてでございます。

先ほども申し上げたとおり、本市では、不当要求行為等防止対策要綱などを定め、各種の対応策を講じておりますことから、条例を制定することまでは考えておりません。

今後も実効性のある対策を講じることで、市民サービスの充実と、働きやすい職場づくりに取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、関係理事者から答弁させていただきます。

○片上光和総務部長 内山議員御質問の本市のカスタマーハラスメント対策についての3番目と、消防本部の不祥事への対応及び組織改革についての3番目についてお答えさせていただきます。

まず、本市のカスタマーハラスメント対策についての3番目、カスタマーハラスメント対策マニュアル制作及び防犯カメラの設置についてでございます。

本市におきましては、令和4年度に若手職員のプロジェクチームが、「市民が真ん中接客ガイドブック」を作成し、勤務中の身だしなみや、窓口、電話等での対応などに加えて、カスタマーハラスメントへの基本的な対応等を明示しており、指針として活用しております。

このガイドブックは、カスタマーハラスメントの定義のほか、状況の把握や上司への報告といった初期対応からハラスメント行為別の対応例などがまとめられており、新規採用職員研修などでも配布しております。今後も必要に応じて改訂を加えながら、本ガイドブックを活用してまいりたいと考えております。

また、防犯カメラの設置につきましては、個人のプライバシーに配慮した運用体制を適切に講ずる必要があることから、庁舎防犯カメラの設置及び管理に関する要綱を制定し、庁舎内に9台設置しております。今後につきましても、個人のプライバシーに十分配慮しながら、緊急性、必要性に応じて増設してまいりたいと考えております。

続きまして、消防本部の不祥事への対応及び組織改革についての3番目、本市の消防職員給与及び採用についてでございます。

本市では、消防職員の採用における試験区分は初級のみとしており、18歳から25歳までの受験可能年齢の中で一定の受験者数を確保できております。

また、専門学校や大学等を卒業した受験者、民間企業等で勤務した経験を有する受験者も多い状況でございます。

採用者数の推移でございますが、令和5年度に4名、令和6年度、7年度にはそれぞれ8名を採用し、必要な人員を確保しております。

先ほど消防長から松田議員にお答えしたとおり、上級の試験区分の導入につきましては、既に調査、検討を進めている状況でございます。

また、消防職員の特殊勤務手当につきましてはこれまで、会計検査院の指摘による全国的な改正の流れや、普通交付税の合併算定替終了後を見据えた全庁的な行財政改革の中での見直しを行ってきた経緯がございます。また、手当の区分や支給額は自治体によって非常に幅があり、一律に比較することは難しい部分もございます。

給料アップをとのお尋ねでございました。本市消防職員の給与が他の自治体と比べてはるかに少ない、そういった状況にあるとは認識しておりませんが、火災や災害現場など特殊環境で業務に従事する消防職員に公正で適正な手当を支給することは職員のモチベーション向上にもつながるものでありますので、引き続き他市の事例を調査研究してまいります。

以上でございます。

○松木洋明消防長 内山議員御質問の消防本部の不祥事への対応及び組織改革についての1番目、令和7年第2回定例会での要望に対する調査結果について及び2番目、書類改ざんが行わ

れた理由及び今後の対応についてお答えさせていただきます。

まず、1番目の令和7年第2回定例会での要望に対する調査結果についてでございます。

現場にいた職員の証言と理事者側の説明にそこがあるとの内山議員からの御指摘を受け、事実関係を明確にするため、現場にいた職員全員に対して聞き取り調査を実施いたしました。その結果、資機材や無線機を投げつけたという事実は確認されず、またいわゆる暴言とされる発言につきましても、職務遂行上不適切だと判断される内容は確認されませんでした。

次に、2番目の書類改ざんが行われた理由及び今後の対応についてでございます。

問題となった書類につきましては、当初本人から提出された内容が、消防本部が把握していた事実関係と一部異なる点が認められたことから記載内容の修正を行ったものであり、改ざんという認識はございませんでした。ただし、当該職員の承諾を得ることなく内容を修正したことは不適切な対応であったと認識しております。

本件に関与した職員の行為の妥当性や組織としての責任の所在につきましては、調査の結果を踏まえて慎重に検討を行い、必要に応じて適切な措置を講じてまいります。

引き続き、市民から信頼を得られるよう、誠実かつ透明性の高い組織運営に努めてまいります。

以上でございます。

○結田信吾健康福祉部長 内山議員御質問の新型コロナワクチン接種による健康被害者救済についてお答えさせていただきます。

まず、1番目の本市における副反応疑い報告についてでございます。

この報告は、ワクチン接種後に生じた副反応を疑う事例について、安全性の管理、検討を行うため、国が医療機関に報告を求めているものでございます。現在の本市における新型コロナワクチン接種に係る副反応疑い報告数は、令和5年12月25日時点から死亡や重篤者数に変更はございませんが、重篤ではないものが1件増え、全部で60件となっております。

次に、2番目の予防接種健康被害救済制度についてでございます。

この制度は、予防接種法に基づく予防接種を受けた方に健康被害が生じた場合、御本人の申請に基づきその健康被害が接種を受けたことによるものであると国が認定した場合に給付金の支給が受けられるものであり、先ほどの副反応疑い報告とは件数が異なります。

新型コロナワクチンに係る本制度の申請は24件あり、審査状況につきましては、予防接種が疾病の原因となった可能性が否定できないとして認定されたものが15件、予防接種が原因ではないと否認されたものが3件、申請取下げが1件、残り5件が審査中となっております。

次に、3番目の本市の対応についてでございます。

ワクチン接種による健康被害につきましては健康推進課が相談窓口となっております。御相談に当たります際は、保健師も同席の上、相談者の不安に寄り添いながら丁寧に聞き取りを行い、医療機関未受診である場合には受診を勧めるとともに、予防接種健康被害救済制度の御案

内も併せてさせていただいております。

このほか、予診票の記入欄に本制度の理解についてのチェック項目があり、医療機関からの説明を受け御確認いただいております、さらにホームページにも掲載し、制度の周知に努めております。

今後も、ワクチンによる健康被害に遭われた方に対し、適切な医療につなげ、対象となる方が速やかに予防接種健康被害救済制度の適用を受けることができるよう、懇切丁寧な相談対応に努めてまいります。

以上でございます。

○丹下大輔副議長 以上で答弁は終わりました。

再質問はありますか。

○内山葉子議員 議長。

○丹下大輔副議長 内山葉子議員。

○内山葉子議員 消防本部の不祥事への対応及び組織改革についての1番目です。

消防長は今、答弁で、事実確認しましたが、内容は、確認したときに事実がなかったとおっしゃいました。私はその現場にいた消防士一人一人に聞いております。だから前回の定例会で再調査を要望したのです。その当事者が証言を取り消したということでしょうか。質問いたします。

○松木洋明消防長 お答えさせていただきます。

事実がなかったということではなく、職務遂行上不適切だと判断される内容ではなかった、そういった先ほどの答弁のとおりでございます。

以上でございます。

○丹下大輔副議長 再質問はありますか。

○内山葉子議員 議長。

○丹下大輔副議長 内山葉子議員。

○内山葉子議員 私が要望したことは、もちろん再調査。内容を聞いて、その中身が問われるような問題ではなかったということをおっしゃったのでしょうか。お尋ねします。

○松木洋明消防長 そのとおりでございます。

以上です。

○丹下大輔副議長 再質問はありますか。

○内山葉子議員 議長。

○丹下大輔副議長 内山葉子議員。

○内山葉子議員 それでは、その内容が、今、許容範囲だったということだとおっしゃりたいのだと思うのですが、その内容について、当時、現場にいた消防士は、きちんと適切に、そのときのことをどなたに報告して、どなたがその発言について結果を取りまとめた、そしてどなた

たがその結果について報告したのでしょうか。お尋ねします。

○松木洋明消防長 調査は消防本部総務課の担当、そして先ほど答弁の中にもありましたように、現場にいた職員全員に調査を行いました。

以上でございます。

○丹下大輔副議長 再質問はありませんか。

○内山葉子議員 議長。

○丹下大輔副議長 内山葉子議員。

○内山葉子議員 これ、とても大事な件なので、申し訳ないのですがもう一度、ちょっと角度を変えてお尋ねします。

その再調査はいつして、その報告はいつしたのでしょうか。その日を教えてください。

○松木洋明消防長 お答えいたします。

調査につきましては、昨年度から調査を行い、最終的には、4月21日、このときには調査を終えております。

以上でございます。

○丹下大輔副議長 再質問はありませんか。

○内山葉子議員 議長。

○丹下大輔副議長 内山葉子議員。

○内山葉子議員 調査して、またその報告を上げたのがいつだったかということをお話していたきたいのですが。

○松木洋明消防長 お答えいたします。

先ほど申しましたように4月21日に調査を終え、内容の確認は終わりましたが、報告書は、今、作成中でございます。

以上でございます。

○丹下大輔副議長 再質問はありませんか。

○内山葉子議員 議長。

○丹下大輔副議長 内山葉子議員。

○内山葉子議員 4月21日に調査して、そしてまだ報告ができていない。2か月かかっているのですが、私が3月議会で聞いて、それからすごく長い時間が要されていると思います。こういうことは本当に、長引かすと市民の信頼を失墜することになるのではないのでしょうか。

2番目の書類改ざんが行われた理由及び今後の対応についてお聞きしました。

関係者の処分はきちんと行われるのでしょうかということもお聞きしております。そして、過失でなく故意ではないのかという質問に対して、一問一答なので、まず、改ざんを指示して、改ざんではなく誤認で、そして本人、被害者、目撃者、その当事者に、その申請書類を訂正することを確認しないで愛媛県に提出した、そのこと自体で何の言い逃れもできないように思い

ます。

故意的なものでなければ、そういう改ざんの内容が、報告の第三者目撃時の状況であり、目撃者の見聞きしたことであるのに、目撃者に確認して、被害者にまた確認して修正しない限り、把握していた内容との違いが生じること自体があり得ないことだと思いますが、このことについて質問いたします。

○松木洋明消防長 お答えさせていただきます。

先ほどの答弁のとおりでございます。消防本部が把握していた事実関係と一部異なる点が認められた、このことによって、改ざんの認識ではなく、当然、当該職員の承諾を得ることなく修正したことは不適切な対応であったと、消防本部は認識しております。

以上でございます。

○丹下大輔副議長 内山議員に申し上げます。発言時間が残り少なくなりましたので、制限時間内に発言を願います。

再質問はありませんか。

○内山葉子議員 議長。

○丹下大輔副議長 内山葉子議員。

○内山葉子議員 今、消防長より、不適切なことをしたと答弁いただきましたが、この不適切な事案、これがどう処分されるのか。こういうことに対しての検討はされないのでしょうか。

○松木洋明消防長 お答えいたします。

先ほども答弁させていただきましたとおり、調査結果をもって今後の対応を慎重に検討を行い、適切な措置を講じてまいります。

以上でございます。

○丹下大輔副議長 再質問はありませんか。

○内山葉子議員 議長。

○丹下大輔副議長 内山葉子議員。

○内山葉子議員 これは、まだ、きっちりと問題解決したとは思っておりません。本当に抜本的な風通しのよい組織改革が今こそ必要ではないでしょうか。

今後も引き続き私のほうでも質問させていただきますので、本当に風通しのいい組織づくり、これに邁進していただきたい、そのように要望して質問を終わります。